

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	係長	担当	担当								文書取扱主任	

平成26年 第2決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成26年9月17日(水)・18日(木)														
開催場所	第一委員会室														
出席委員	別紙のとおり										事務局	和田副主幹			
												平川係長			
欠席委員	なし														
説明員	別紙のとおり														
議 事 の 概 要	1 付託事件														
	認定第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について														
	認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について														
	認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について														
	認定第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について														
	認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について														
	認定第7号 平成25年度滝川市病院事業会計決算の認定について														
	2 審査月日														
	9月17日、18日の2日間、慎重に審査を行った。														
	3 審査の経過														
	認定第2号については、委員長を除く委員8名により採決した結果、賛成多数により原案のとおり可とすべきものと決定した。認定第3号から第7号までの5件については、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定した。														
上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 荒木文一 ㊦															

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H26.9.17（水）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

委員長挨拶

委員長

おはようございます。

きょう、あすの2日間、平成25年度の第2決算審査特別委員会の委員長と副委員長を務めさせていただきます。なるべく委員会が紛糾しないように努力したいと思っておりますが、質疑者も答弁者の皆様もご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 平成25年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計4件、企業会計2件の計6件となっております。

事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議をいたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめどに取り進めることによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議をいたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただきまして、特に平成25年度決算以外の質疑は行わないようにご配

意を願います。

また、答弁につきましては、部課長に限らず内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行っていただきたいと思っております。

なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁願います。

次に、市長に対する総括質疑は、審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限り、ことよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し議員にのみ印刷、配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りをいたしますが、予定される資料につきましては既にお手元に配付されております。これ以外で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性をこの会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思ひますが、これよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

資料要求

委員長

それではまず、冒頭に資料要求をされる方はございますか。

清水

それでは、9点の資料要求をしたいと思ひます。

まず、介護保険特別会計ですが、道内35市と空知中部広域連合の保険料の比較表、恐らく第4段階、基準額ということでの比較はすぐにはできると思ひますので、よろしくお願ひます。

2点目は、普通徴収の滞納者人数の保険料段階別内訳とその滞納金額がわかる資料。

3点目は、地域支援事業がたくさんあるのですが、各事業の決算の金額がわかる資料。

次に、下水道事業会計ですが、決算を迎えた中で、当然今後数年から10年ぐらいの現金の見込みも出していると思ひますので、それがわかる資料。

2点目として、下水道の総延長、また合流式のうち水質改善が終了した延長距離、またそれが残っている延長距離と分流式の総延長ごとの内訳がわかる資料。

下水道の3点目は、長期負債の近年の推移と今後の見込みがわかる資料。

公営住宅事業特別会計では、起債残高、新たな起債額、公債費について、平成25年度までの5年間の推移がわかる資料。

国民健康保険特別会計では、資格証、短期証の発行数の5年間の推移がわかる資料。

最後に、同じく国民健康保険特別会計で、道内35市と空知中部広域連合の保険料の比較表。これについては、基礎課税分、後期高齢者支援等課税分、介護納付金課税分ごとに平等割、均等割、所得割を内訳として載せた資料です。この資料要

求は何のためにするかというと、決算審査特別委員会参考資料の中に比較表が載っているのですが、調定額の平均とかということで出されていますので、この場合、所得そのものに差があると国保税率の重みをそこから読み取ることが難しいので、この資料を求めたいと思います。

以上、9点の資料要求をします。

委員 長

あらかじめお断りしておきますが、介護保険特別会計以外の会計の資料要求につきましても、所管の方に出席をいただいておりますので、要求がありました資料について用意できるかどうかを順番に確認いたします。

まず、介護保険特別会計。

松澤課長

準備できます。

委員 長

下水道事業会計。

千葉課長

下水道事業会計の資金の今後数年から10年の見込みということでございますけれども、現年を入れまして5年程度ということであれば、何とか整理できると考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員 長

公営住宅事業特別会計。

高瀬部次長

準備できます。

委員 長

国民健康保険特別会計。

榎木課長

2点とも準備できます。

委員 長

清水委員、下水道事業会計の資料について、5年程度であればということでもよろしいですか。

清 水

はい。

委員 長

それでは、所管が対応可能ということですので、清水委員から資料要求がありました9件について、本委員会として要求することに異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

所管におかれましては、清水委員から要求がございました9件について、速やかに資料の提出をお願いします。

それでは、資料要求のあった資料の配付をお願いします。

今配付させていただいておりますのは、本日の介護保険特別会計、下水道事業会計、公営住宅事業特別会計の資料です。国民健康保険特別会計については、あすということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、ほかに資料要求はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

なしと確認いたします。

ここで、監査委員から発言の申し出がございましたので、これを許します。

宮崎監査委員

監査意見の訂正とおわびを申し上げたいと思います。

9月10日に開催されました第3回市議会定例会において、平成25年度滝川市公営企業会計決算審査報告の説明内容に誤りがありましたので、訂正させていただきおわび申し上げます。誤謬箇所の説明ですが、審査意見書1ページの第4、審査の結果及び意見の内容の訂正でございます。(1)、病院事業会計においては、単純キャッシュフローの計算で業務活動によるキャッシュフローにおいてプラスをマイナスと表現した点と投資活動によるキャッシュフローをマイナスであるのにプラスと表現した点に誤りがありました。

(2)、下水道事業会計では、投資活動によるキャッシュフローをマイナスであ

るのにプラスと表現した点に誤りがありました。

以下のことから、第4、審査の結果及び意見をさきに配付させていただきましたとおり訂正させていただきます。

次に、おわびですが、公営企業会計の基準が平成26年度から改定になり、キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられました。正式には、平成26年度決算からキャッシュフロー計算書が決算書類の一つとして提出を受けることとなりますが、監査事務局といたしましては平成25年度決算におけるキャッシュフロー計算書を独自に試算し、意見を述べさせていただいたところであり、キャッシュフロー計算書は、現金及び現金同等物がどのような形態で存在しているのかを業務活動、投資活動、財務活動の3つに分けてあらわすもので、この3つのキャッシュフローの合計が期末現金等残高に合致するようになっております。現金等残高があることにより、全てのキャッシュフローがマイナスになることはあり得ないので、参考文献と照らし合わせながら検討した結果、マイナスとプラスを取り違えてしまい、間違いを起こしてしまいました。今後は、より慎重に審査を行い、意見を陳述するようにいたします。

このたびは、議員の皆様、病院事業会計、下水道事業会計に携わった関係職員の皆様に多大な迷惑と不信感を抱かせてしまったことに心よりおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

委員長 監査委員は、退室されて結構です。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。

認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 それでは、認定第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

佐々木部長 (認定第4号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑をされる委員の方は可能な限り該当する資料のページ数を述べた上で質疑をいただくようお願いいたします。

質疑ございますか。

副委員長 決算書の11ページの⑨、在宅生活支援策の実施の中で、滝川市家族介護用品支給事業がありますが、この主な内訳と件数、それから大体の金額がわかれば、教えてください。

それと、その次に滝川市リフト付きタクシー等利用料助成事業の要介護4から3に利用条件を下げたわけですが、どれくらいそれによって利用がふえたのか伺います。

それと、⑩、高齢者世帯の見守り事業の強化の中の、通信端末を利用した地域の見守り実証事業を平成24年度に実施しましたが、余り利用がなくて、25年度でPRをするということだったので、どの程度説明会を開催したのかと、説明をした対象、団体数、中身を教えてくださいたいと思います。

それから、介護認定の審査会、大体2週間に1回ぐらいだと思うのですが、1回当たりの件数は平均するとどれぐらいなのか、それから申請をして認定に至る平均的な待機日数がわかればお願いします。

それと、介護認定係の現在の配置人数と、調査員が大体1カ月当たりどれぐらいの件数を受け持っているのか、数字がわかればお願いします。

鈴木係長

見守り支援、特に見守りセキュリティーの説明会に関するご質疑について、お答えしたいと思います。

平成25年につきましては、町内会、老人クラブ、ケアマネージャーに対しての説明会といったものを中心に行いました。まず、町内会、老人クラブの対象ですけれども、これにつきましては東滝川及び朝日町のほうで1回ずつ行っておりまして、それぞれ大体20人から30人ほどが出席されております。それと、ケアマネージャーの部会に対しまして、関係者がお集まりになっておりますので、その場で大体20人程度に対して、ご説明をしております。ほかにも毎年1回行っております民生委員の総会、大体出席者は80名から90名ぐらいいらっしゃいますが、そのときにPR、そして内容についてのご説明をしております。ほかにも、窓口レベルで個々に相談に来られる市民の方及び社会福祉協議会のほうが今実施しておりますので、その関係者からも個々にPRですとか、紹介ですとか、そういったものはさせております。ですから、個々のレベルについての件数については、ちょっと把握し切れてはおりませんが、大きな説明会につきましては、大体4回程度実施してございます。

谷本課長補佐

まず、認定審査会の関係ですが、審査会の平均審査件数ということで、おっしゃられたとおり2週間に1回開催しておりますが、4つの合議体で開催しております。平成25年度ベースでいきますと、1合議体当たり1回の審査件数は平均26件ほどとなっております。ただ、26年度に入ってからにはふえる傾向にあります。それと、申請から審査までの平均所要日数ということですが、残念ながら平均の所要日数ということでは数字を捉えておりませんが、法定の30日以内でおおむね審査されている、いろいろな事情で延びる場合もありますが、それ以内に審査される場合もありますので、おおむねそれで推移していると考えております。

松澤課長

それと、介護認定係の職員体制ということですが、正職員が3人、嘱託職員が1人と認定調査員は4人です。調査員の月平均の調査件数ですが、年間で大体650件程度ですので、一月当たりに直しますと55件程度になろうかと思われま。在宅生活支援の実施の関係でございまして、まず滝川市家族介護用品支給事業でございまして、平成25年度の実績といたしましては35人、金額にいたしまして122万9,000円となっております。

次に、リフト付きタクシーの関係でございまして、大変申しわけございません。要介護4から3に落としたことにより、何人ふえたかという介護度別の数字は今持ち合わせてございませんので、実績のみ、平成24年度と比較して説明させていただきます。平成24年度につきましては、利用者23人、金額にいたしまして6万7,060円、平成25年度につきましては、利用者41人、金額で21万1,270円となっておりますので、単純に人数だけ見ますと、金額もそうですが、ふえているということで、この部分については効果はあったと、利用者はふえていると考えてございます。

副委員長

通信端末のPRをしているのですけれども、普及状況はどのように変わりましたか。

それと、介護認定係の件数、年間650件ということですが、配置する人数が少な過ぎるという現場の苦情はないのですか。

それと、介護用品の支給の内訳、一番大きなものは何ですか。

鈴木係長 通信端末の設置件数の状況ですけれども、平成25年度末現在の件数は3件でございます。平成25年度中には、1件の新規申請もございましたが、諸事情がありましておやめになったということでございますので、当初実験を開始したときの件数より、残念ながら減っている状況ではございますが、ことしに入りまして1件ふえておりますので、現在は4件の方が利用されている状況でございます。

松澤課長 家族介護用品の支給事業の主なものでございますけれども、主に紙おむつが一番多いです。

谷本課長補佐 介護認定係の人数の関係ですが、調査業務自体はなかなか大変な仕事であります。人数が少なすぎるといったことについて、直接は聞き及んでおりませんが、間接的にはそういう話も聞いております。その対策と申しますか、工夫としましては、例えば市外に行く調査、滝川の保険者でも市外に住んでいる方がいらっしゃいますので、その調査を市外の事業者に委託することをふやすなどして、できるだけ時間を有効に活用し多くの件数を回ってもらうという工夫はしているつもりでございます。

委員長
三上 ほかにも質疑ございますか。
介護認定の関係で伺いたいのですが、認知症高齢者の認定状況と、それから認知症の方が在宅していた場合の家族の負担があると思うのですが、その相談体制がどのようになっていたのかということと、それとその後、施設に移行した認知症高齢者の方々の数です。その状況を伺いたいと思います。

渡辺主幹 認知症の状況ですが、平成25年度に認定された中で認知症と判定された方は1,385人、全体の63.2パーセントでした。この方たち全員が、在宅ということではありませんが、申請時の所在地というものを調査しておりまして、申請時に在宅で暮らしていらっしゃるという方が598人という結果になっております。申請して認知症と言われた方が1,385人ですから、大体3割強ぐらいの人数になっておりますけれども、その方たちが在宅でおります。ただ、その方たちが、その後どのぐらいの割合で施設に入っているのかということは追っておらず、回答できない状況です。

谷本課長補佐 2点目、認知症高齢者の在宅におられる方の家族の相談体制ということかと思うのですが、調査にまず最初にかかわるのは調査員ですが、調査員自体は相談員ではありません。しかし、調査をしてきてその状況とか調査票の中身からおおよそ把握はできますので、緊急性があるとか、必要に応じて地域包括支援センターの職員に結びつけるということは随時やっております。

相澤副所長 今の答弁に追加させていただきたいのですが、在宅における認知症高齢者を支える家族の方に対する相談ですけれども、介護者の集いを開催させていただいたり、あとは地域のあけぼの会という認知症を支える家族の会の皆様と一緒に相談に乗っていただいたり、その会にお勧めしたりとか、その家族に合わせた相談体制をつくっております。

委員長
山本 ほかにも質疑ございますか。
9月9日に江部乙地区でも、ひとり暮らしの老人の集いということで、社会福祉協議会で行ったわけですけれども、まず滝川市内でひとり暮らしの老人世帯が何人いて、その中で要介護になっているのはどのくらいなのか調べているのか。また、その中で多分地域包括支援センターでもケアをしていると思うのですけれども、明らかに介護認定が必要なのに申請をしていない方がいらっしゃるのかどうか、もし数字がわかれば教えていただきたいと思います。

委員 長
松澤課長
委員 長
山 本
委員 長
清 水

すぐに答弁できそうですか。難しければ、まずほかの方の質疑を進めます。申しわけございません。お時間をいただければと思います。よろしいですか、山本委員。

はい。

ほかに質疑ございますか。

それでは、通告してありますので、まず決算書の318ページの介護保険料です。調定額が6億円余りという中で、まず、平成25年度に新たに発生した滞納額について、それと滞納分で収入率が27.8パーセントなので、それで残った滞納額と、年度末の滞納額累計については1,300万円程度と思いますが、確定値を伺います。

2点目は、滞納者のうち非課税などの低所得者については、資料要求した資料で第4段階以下が非課税の方ですから、118人と資料に出されております。それで、人数的にはわかったのですが、118人の方が滞納している。ただ、高齢者ということで、これらの方々に対する滞納徴収の基本姿勢について伺います。

3点目は、サービス制限について伺います。一度10割を窓口で支払う償還払い、また、給付率そのものを引き下げるサービス制限を実施したのかどうか、実施しているとすれば件数と金額について伺います。

4点目は、保険料の減免制度で、いわゆる境界層の減免というものについてですが、要するに保険料を下げれば、生活保護を受けなくて済む保険料まで下げるといっていますが、ほとんど生活保護申請と同じことをするわけで、苛酷な制度と言われています。そこで、この相談件数、申請数と実績について伺います。また、保険料の減免制度については、これだけなのかについて伺いますが、少ないということであると、この制度の周知が弱いと思いますが、お考えを伺います。別の制度ということで、他市にはあるのに滝川市のホームページを見ても同じものが出てこないのだけれども、預貯金が600万円を超えず、また、その他の収入で当面の生活に支障がないときは、保険金や補償金等についての減免制度があるという可能性があると思いますが、こういう制度があるのかということについて伺います。次に繰越金について、決算書の324ページで、調定額が620万5,000円です。一方、平成26年度への繰り越しは316ページで4,000万円強ということで、3,300万円程度の増加になっていると。一方、介護給付費準備基金、416ページですが、7,740万円余りと若干ふえているのです。それで、繰越金や基金の額は第5期の2年度目としてどのように評価するのか伺います。

次に保険給付費について、決算書の336ページで、居宅介護サービス等給付費が9億円余りで、事務概要の94ページの在宅サービスの介護予防支援・居宅介護支援が1万1,904件ですが、利用の実人数を伺います。そのうち、サービス利用限度額まで利用した方は何人いるのか。また、同居家族がいる世帯に対してサービス利用を認めない、打ち切るなどの事例があったのか伺います。

2点目は、通所介護は同じく6,618件ですが、利用の実人数、週当たりの利用回数ごとの人数、3回以上、2回、1回で伺います。それと、回数の希望に応えられているのかどうか、また、応えられていないとすればその人数について、それから、リハビリ特化型デイサービスというものが登場しましたが、この利用実人数を伺います。

3点目は、決算書の336ページの施設介護サービス等給付費が14億7,550万円ですが、まず主な特養、緑寿園や近隣の特養の上位2施設ぐらいまでで結構ですが、待機人数と介護度2以下の方が入っている実績、また老健については待機者数と

介護度の低い方、老健の場合だとたしか要介護1だけれども、それを2以上に絞っているとすれば、そういった内容について伺います。

4点目は、利用料の滞納については決算書の362ページ以降で介護サービス事業勘定は滝川市が実施したものですから、当然わかるのですが、保険事業勘定での利用料の滞納について保険者としてどのように把握しているか伺います。

5点目は、65歳以上で要介護と要支援認定を受けている方の申請に基づいて、個々の状態を審査した上で一定の基準を満たした方には、障害者控除対象者認定書を発行しています。この申請数について伺います。また、平成25年度の平均2,196人が介護認定を受けており、56パーセントが課税世帯に属するとして、単純に言えば1,230人から障害者手帳所持者を除く方が申請すれば、控除を受けられることになるのですが、実際にはこんな単純な話ではなくて、かなり申請できるのにしていない方がいらっしゃると思うのですが、そういう実態についてどのように考えているのか、また市民への周知、市民の認知度について伺います。

6点目は、事務概要99ページで、地域包括支援センターの事業のうち訪問調査事業は1,101人の実施で、二次予防事業対象者が38人に上る効果を上げております。全体で75歳以上の被保険者は6,300人ほどいますが、調査はどこまで進捗しているのか伺います。

7点目は、介護福祉課で11人の嘱託職員がおり、ほとんどが有資格者です。嘱託職員の給与について最高と最低を伺います。また、介護関係の人手不足が進行する中で、嘱託職員の給与で包括支援や認定という高度な専門性を持つ職員を確保できていること自体が驚くべきことなのですが、市の人材確保政策に課題があると思えばどのような課題か伺います。

最後です。利用料減免制度について、ホームページに7つが載っておりますが、まず、1点目、利用負担段階の表が載っております。段階ごとの人数を伺います。

2点目は、施設を利用した場合の負担限度額、いわゆる補足給付の件数と総額について伺います。

3点目は、高額介護サービス費について、利用者負担段階4段階のうち1、2は年金を合わせた総収入が80万円以下の方で、年間18万円以上の負担になります。非課税の場合や、所得によってサービス費が違うのですが、これらの方々からの介護サービス費の支払い保険料についての相談について伺います。

4点目は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度で、1、利用者数、2、市の負担額、3、申請時に預貯金や資産、扶養、滞納などで非該当や停止になった実績、4、毎年更新時に前年に実施したことを完全にやり直すということになっていると思いますが、確認をします。もうほとんど変わっていないということであれば特にそこは実施しないとか、そういうことを聞きたいということです。

5点目は、高齢者夫婦世帯等の居住費、食費の軽減の実績、6点目は、旧措置入所者の負担軽減の実績、7点目は、本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行うと、この軽減制度の実績について伺います。

それと、資料をいただいた中で質疑をしますが、まず地域包括支援事業のそれぞれの事業の決算が載っておりますが、上から2つ目、通所型介護予防(温泉教室)とありますが、これは私が別にいただいた資料で「高齢者の保健、福祉、介護」という冊子の4ページの下に温泉教室とあるのですが、このことを言っているの

か。この事業かどうかという確認とこの事業を利用された延べ人数について伺います。

それと、いきいき頭の健康教室も事務概要で探せなかったのが、延べ人数で伺います。

それと、生きがいと健康という事業で175万円が使われております。これもちよつと事務概要で探せませんので、どんな事業かと延べ人数について伺います。

それと、見守り支援センターの385万9,000円余りですが、事務概要の96ページに109人、3,539回ということで、要するに109人の方が延べ3,539回となっていますが、どのような計算でこの数字になっているのか、例えば109人掛ける12だったら1,200回ぐらいになるし、電話だとか訪問だとか、週1回電話だったりするので、そういうことについてお伺いします。

まず、決算書の318ページの滞納額の累計の分ということのご質疑ですが、この表の見方をご説明したいと思います。

まず、現年度の部分ですけれども、調定額6億2,157万6,370円と記載されていますが、それから収入済額6億1,657万1,520円を通常差し引いて滞納額が出てくるのですけれども、ただ収入済額の中の備考欄に還付未済額というものが入ってまして、その部分が過払い状態になっているので、あらかじめ収入済額から還付未済額を差し引いた額を調定額から差し引くという形になりますので、結果的に収入未済額欄に記載の575万460円が、現年度分の滞納額ということになります。同様に滞納繰り越し分を計算しますと、ここに記載のとおり720万2,220円ということになりまして、その合計額の1,295万2,680円、それが滞納額累計ということになります。

それと、滞納者に対する徴収の基本姿勢ということのご質疑ですけれども、催促状とか催告状、あと訪問、電話でも納付してくださいというお願いをしております。さらに、一括で納付できない事情がある方については、分割で納付いただくような相談をしたり、納付誓約書をいただいて、その場合時効というものも中断されてしまうのですけれども、2年を超えた分についても徴収に努力しているという状況でございます。

それから、滞納によるサービス制限の状況ということで、まず1つ目の償還払いの分ですけれども、これについては25年度、1年以上の滞納者が該当するわけですが、それについては該当者なしということになっています。

それから、給付率の引き下げになった方については、2年以上の滞納者が該当するのですが、これについては一人おまして、実際サービスの利用をされて、1件、7,950円という状況でございました。

それから、境界層に関してのご質疑でしたけれども、保険料が高いという相談件数ですが、そういった意見は窓口で確かに伺ったりすることはあるのですけれども、件数のカウントは窓口ではしておりません。

それから、減免の申請数の実績ですけれども、平成25年度は3件ということでございます。

それから、減免の規定についての部分ですけれども、内容については要綱で定めておまして、ほかの自治体も規則とか要綱で定めているとは思いますが、中身については、ほかのまちについては把握していません。通告の資料の中で、一人世帯の場合は本人、2人以上世帯の場合最も多い方の収入見込み額から医療費及び介護サービス利用者負担額を差し引いた額が、前年の10分の7以下になる見

込みのときというのは、介護保険条例の第12条第1項第2号に当たる場合でございます。要綱の別表の中でそれと同じ文言の減免の規定が記載されておりますので、それは滝川市においてもあります。

それと、世帯の前年分の所得と預貯金の額の合計額が600万円を超えているとき、また保険金、補償金等で当面の生活に支障がないときといったことについての部分については、それに該当する方については減免の規定に当たらないということで、ここについても要綱に規定してございます。

それと、周知に関してですけれども、納付書の発送の際、こういう保険料の減免についての制度がありますというお知らせもしておりますし、広報6月号、それから具体的な中身は書かれていないですが、手引きの中にも、減免制度があるのでご相談くださいといったことについて書いておりますし、窓口に来たときに、そういったケースに当たりそうだという方については、こういった制度がありますというお話をしております。

それから、繰越金の部分ですけれども、平成24年度の繰越金が620万5,000円という状況で、25年度については、先ほど説明があったとおり4,001万9,000円という状況でございました。この理由につきましては、平成25年度に開設された小規模多機能居宅介護の利用見込みが思ったよりなかったこと、また、老健施設の利用見込みの減ということで、繰越額が多くなったと考えております。繰越額については、今回補正で提案させていただいておりますけれども、平成25年度分の国や道への返還金の財源として使ったり、第5期介護保険事業計画の中で介護保険の上昇抑制のために、介護給付費準備基金を2,000万円取り崩す計画が記載されていますが、なるべく取り崩さずに第6期計画における介護保険料の上昇抑制に備えたいと考えているところでございます。

それから、保険給付費についてです。事務概要の94ページの介護予防支援・居宅介護支援の年間1万1,904件のうち、実際の利用実人数は何人かというご質問については1,337人でございます。

それから、サービス利用限度額まで利用した方については、介護度別に支給限度額というものが定められておまして、手引きのほうにも書かれていますが、実際の限度額を超えたときに事業所から市に対して、この方が超えましたといった連絡はなくて、超過した分については事業所から本人に対して請求して対応している状況です。1件1件の利用内容を細かく調べれば、その利用した人がわかるかもしれないのですけれども、現状把握しておりませんので、実際年間2万件の利用がありますので、それを改めて調べ直すということはちょっと難しいかと思っております。

それから、同居家族がいる世帯に対してのサービスの利用を認めないケースといった話があったのですけれども、これについては訪問介護の場合、トイレとかお風呂で利用対象者以外も使用する共用スペースについては、サービスの利用が制度上認められておりません。したがって、その場合は自費ヘルパーでの対応をお願いしております。これについてはあらかじめ説明もしております。途中でサービスを打ち切るといったことについてはないと考えております。

それから、通所介護の利用実人数については764人でございます。

次に、週当たりの利用回数ということですが、これもどれぐらいの利用をされたのかという件数については、月単位で報告を受けておまして、回数ごとの人数の把握は現状できない状況です。調べるとすれば、居宅介護事業所に行ってそれ

それぞれのケアプランを見させていただいてカウントしなければならないということになってしまい、現状難しいかと思っております。

それから、回数希望に応えられているのかどうかということですが、介護度や状態に応じて希望する回数をもとにケアプランを作成しております、なるべく希望に沿った形で取り組まれているということと、応えられない場合とは、現状施設で利用者があふれて使用できないといったケースで、今のところそのような報告は受けておりませんし、ないと考えております。

それから、リハビリ特化型の利用人数ですけれども、実人数で26人、延べでいうと59人になります。

それから、利用料の滞納についてですが、保険者として、介護事業所の利用料の滞納については把握しておりません。サービスの利用があったことに対して9割分の給付を市から支出するという形になっていまして、その1割の利用料分については、事業所と利用者間でされると。こちらではそういった部分の情報はないということでございます。

それから、利用料減免制度についてです。1つ目の利用料減免の利用負担段階の段階ごとの人数ですが、まず、生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方という第1段階の方については、26件でございます。それから、第2段階、住民税非課税で本人課税、年金額の収入と合計所得金額が80万円以下の方に関しては407件、3段階については、住民税非課税で第2段階以外の方、140件ということでございます。

それから、施設を利用した場合の負担限度額の件数と総額ということで、補足給付の部分ですけれども、食費に関しては5,147件、金額では1億2,985万2,165円でございます。それから、居住費、滞在費については733件で1,089万1,520円でございます。

それから、高額介護サービス費で多分所得の低い方での説明に関してということだと思っておりますが、介護サービス費の支払いの相談については、現状余りそういった場合がないということで、ただ保険料の納付に関しては、先ほど申し上げた納付期間を延長して納付回数をふやしたり、それによって各月の負担を軽減するといったことでの対応については、相談させていただいております。

それから、社会福祉法人の利用料負担軽減についてですけれども、その利用者数ですが、76人でございます。

それから、市の負担額については、会計上は一般会計の老人福祉費に当たるということで、参考までに申し上げますと13万1,472円ということになります。

それと、申請時に預貯金などで非該当になった実績については、非該当で7件ということでございます。

次に、毎年更新時の申請についてですが、毎年預貯金等の状況も変わりますので、更新時にあわせて申請書、通帳の写しとか、そういった収入のわかるものを提出させていただいて、同様に審査を行っております。

それから、利用料、高齢者夫婦の居住費、食費の軽減についてですが、個室に入られた場合ということの制度でございまして、現状個室の部分がないので、個室に入られた場合の支援については、該当者はなしということでございます。

それから、旧入所措置者の負担軽減については、5パーセント以上の方が5人、10パーセント以上の方が3人という状況になってございます。

それから、利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方の負担軽減について

須藤主査

は、平成25年度において、該当者はなしということでございます。

私からは、3点お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、特養の待機者数ということでありますけれども、保険者として他市町村の施設の待機者数については、正確な数字を押さえておりません。緑寿園、老人保健施設ナイスケアすずかけにつきましては、3月まで施設設置者であるという立場でありましたので、平成25年度末の状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。まず、特別養護老人ホーム緑寿園の待機者数ですけれども、3月末現在で105人となっております。また、平成25年度中に介護度2以下の方が入所した実績につきましては、11人となっております。続きまして、老人保健施設ナイスケアすずかけの待機者数ですけれども、これも同じく3月末現在で22人、平成25年度中に介護度2以下の方が入所した実績は26人となっております。

続きまして、地域包括支援事業の一覧からのご質疑ですけれども、生きがいと健康づくりという部分であります。こちらにつきましては、高齢者の生きがい活動と社会参加の活動の促進のために、老人クラブ単位に道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等による環境整備を行う団体に対しまして支援を実施する事業になっております。中身としましてはご存じかと思いますが、花苗と肥料を市で購入しまして、各クラブに配付をさせていただきまして、実際に花を植えていただいて、環境美化をしていただくとともに、生きがいづくりにしてもらうということを目的に行っております。なお、平成25年度の参加のクラブ数につきましては19クラブとなっております。

続きまして、見守り支援センターですけれども、委員が先ほどお話ししていたとおり、こちらの事務概要に記載の109人につきましては、年間の延べ人数となっております。また、3,539回という部分につきましては、電話による訪問、これにつきましては毎日電話をしてほしいという方もいれば、週2回という方もおられます。また、昨年度から始まりました通信端末を利用した見守りにつきましても1日2回、1回という方もおりますけれども、この安否確認を行った回数を延べ人数として記載をさせていただいております。

谷本課長補佐

私からは、1点、決算書の336ページの保険給付費関連で、障害者控除対象者への認定書の発行という件ですが、まず申請者数イコール交付者数ですが、平成25年度は普通障がいの方が32件、それから特別障がいは38件、計70件となっております。

それから、市民の認知度というご質疑でしたが、周知の方法としましては毎週介護の認定審査会が行われておりますが、その結果の通知に同封する介護保険外のサービスということで、1枚物のペーパーをいろいろなサービスの種類を同封しているわけですが、その中に記載をして周知をしています。それと、確定申告の時期である市の2月号の広報に税控除の対象ということで毎年掲載しております。あと、市のホームページにも掲載しております。ただ、交付件数から見まして一定の条件に該当する、すなわち課税世帯であり、さらに障害者手帳を交付されていない方、すなわち対象になる方がどれぐらいいるのかという数値、統計的なものは持ち合わせておりませんが、交付の件数からしまして対象となる方が漏れなく申請された数字とは言えないという認識はありますので、今後も周知に努めてまいりたいと。例えば先ほどの周知方法で申し上げました、独自に行っています認定審査結果の通知の中にペーパーを同封していますが、その記載の仕方を工夫

するなどして周知をより図っていきたいと思っております。

相澤副所長

高齢者実態調査でございますが、平成22年度から開始をいたしまして、平成22年度は単身の75歳以上の世帯の約半数を訪問しております。平成23年度、24年度で単身を含め世帯全員が75歳以上の世帯をほぼ全地区訪問しております。そして、平成25年度には同居家族のいる75歳以上の世帯を約3分の1の地域で訪問しております。数年かけての訪問でございますので、おおよそではございますが、訪問できていない世帯数というのは、約350世帯程度と見込んでおります。毎年新規に75歳になる方が約540人程度いらっしゃるの、できる限り早目に把握してまいりたいと思います。

それから、温泉教室の件ですけれども、地域包括支援事業の温泉教室、通所型介護予防の温泉教室というのは、こちらの4ページの温泉教室で間違いございません。二次予防、基本チェックリストというもので機能低下があった方が二次予防事業対象者になりますが、この二次予防対象者の方が通所する事業でございます。延べ人数ですが、平成25年度が1,645人です。それから、すっきりいきいき頭の健康教室に関する延べ人数ですが、平成25年度は406人となっております。

松澤課長

私からは、嘱託職員の関係で説明させていただきます。

介護福祉課には、現在11人の嘱託職員がおりますが、報酬の高低ということで最高が社会福祉士と介護支援専門員の25万円、一番低いのが一般事務で12万4,600円となっております。それと、人材確保でどのような課題があるのかということでございますけれども、相手といたしますか、対象となる方が各種の疾病を抱えていたり、あとは認知症であったりということですから、やはり募集の条件といたしまして介護支援専門員の資格を持っているとか、保健師、看護師、社会福祉士と、そういう条件をつけさせていただいておりますので、なかなか募集をかけてもちょっと厳しい状況にあることは事実でございます。また、市内の事業所にかかわらず、居宅介護支援専門の居宅介護支援事業所ですか、それが滝川市でいえば9事業所ありますし、市外もそれなりにあると思いますので、やはりなかなか人材がないというところはあろうかと思っております。

谷本課長補佐

先ほどの私の答弁で、毎週の認定審査会ということで、審査会は毎週開催とお話ししました。先ほど副委員長の質疑では、2週間に1回ということでしたが、実は合議体というものがA、B、C、Dの4つありまして、1回の審査会にそのうち2つの合議体の審査会を開きます。その2つの合議体が、ほぼ交互にローテーションを組んで行っていくということで、審査会自体は毎週行われております。1つの審査会で4つのうちの2つの合議体の審査会が開かれるということで補足させていただきます。

清 水

まず、介護サービスの給付率の引き下げがあったと、1件とはいえ高齢者の方に対して介護サービスを引き下げた。この場合、こういったことに気をつけてこれを実施するのかということが大事なことだと思うのですが、その基準について伺います。要するにお金がなくて介護が受けられないといったことがあってはならないのだけれども、そういった観点で伺います。

2点目は、私が知らなかった保険料減免制度があるというご答弁だったと思うのですが、これはいわゆる境界層の減免とは違うということの確認と、ここでいえば死亡により収入減少の場合は除きますということですが、医療費や介護サービス利用者の負担が多くなって、所得が前年の10分の7以下になるということは、結構あるのではないのかと思います。年金生活の方であれば、収入そのものが大

大きく変動するのは、世帯主が亡くなったときが最大なのですけれども、これは除くということであれば支出がふえたことによって7割を切ったと。対象者はいると思うのですけれども、この実績についてお伺いをします。

3点目は、サービス利用限度額については把握していない。また、利用料の滞納についても把握していない。これは、保険料を決めるときに大事なことだと思うのです。いわゆる利用額限度を超えている人がどのぐらいいるのだろうか、あるいは利用料を払えない人がどのぐらいいるのだろうかということは、保険料を決めるときの一つの大事なことだと思うのですが、保険者としてこれを把握しなくていいのか、把握しないという姿勢が正しいのかということでお伺いします。

4点目は、利用料減免制度で第4段階の人数をあえて答弁しなかったのか、答弁がなかったのか、これについてお伺いします。

それと5点目は、利用料減免の本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要になり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には利用者負担の軽減をします。これも境界層の減免ですよ。この実績がないとお答えになったのですが、かなりの方が実際には該当するのではないかと思います。ただ、申請をしてこないということですから、これについては実際に本当にこういう方がいないのか、いないから実績がゼロなのか、それともいるけれども、何らかの理由で申請にならないで実績がゼロなのかということでお伺いします。

最後6点目は、地域包括支援事業の資料について、生きがいと健康の老人クラブへの支給ですが、ちょっと違和感があるのです。これがいわゆる介護度を進めないと。要介護にならないという、確かに全く結びつかないとは思いませんけれども、非常に間接的なのかなという気もしないでもない。そこで、この事業の本来あるべき効果に対してどうだったのかということ、評価をお伺いしたいと思います。

須藤主査

私からは、最後の生きがいと健康について、お答えをさせていただきます。

介護保険特別会計の保険事業勘定に、国の方針に基づく地域支援事業というものがありますけれども、その中には当然介護予防もありますし、包括的支援事業もありますし、今回老人クラブの生きがいづくり、閉じこもりを防止するための事業も地域支援事業の中に認められているところであります。評価、効果はどうだったのかというお話ですけれども、これは老人クラブ自体の人数がどんどん減ってきているということも、やはり課題と思っております。それに伴って生きがいと健康づくり、花苗の植栽の参加クラブ数も減ってきているというのが実情であります。これにつきましては、老人クラブの人数の活性化といいますか、クラブ自体の活性化の課題解決も含めて、老人クラブの連合会本体とは定期的に意見交換等を行っているのですけれども、今後につきましてもこの花苗だけではなくて、生きがいづくり、高齢者の方につきましてもボランティアといいますか、ほかの高齢者の助けになるような何かしらの政策も考えていかなければいけないのかなど。これは、第6期の介護保険事業計画の中というか、そういう事業も考える中でも老人クラブという団体はかなり重要な位置を占めるのかと思っております。この件についての答弁は以上ですが、残りの5点の質疑に対する答弁につきましては少し時間をいただいて、その間に先ほどの山本委員の質疑にお答えしてもよろしいですか。

委員長

清水委員、よろしいですか。

清水委員長 須藤主査 はい。
 それでは、先ほどの山本委員の質疑についての答弁を求めます。
 高齢者の単身世帯数ということで、直近の8月末現在の情報ですけれども、65歳以上の単身世帯数であります。4,153世帯であります。そのうち介護認定を受けている人数、そして明らかに認定が必要な方の人数というのは、なかなか把握できる状況ではないです。ただ、先ほど地域包括支援センターからもお話をさせてもらったのですが、実態調査ですとか、あとは見守りネットワークの構成団体からの通報等は実際にありますので、そういう時々、地域で明らかに認定が必要な方というのは、その情報によってすぐに対応し、介護認定を受けてしかるべきサービスにつなげるということをしている状況であります。

山本 須藤主査 今65歳以上と言ったのですけれども、それは単純に世帯分離の分も含めての数字ですか。名目上世帯分離をしていて、実際一緒に住んでいるけれども、世帯分離しているものを含めない数字なのか、それだけ確認させてください。
 こちらの情報は、住民基本台帳から引っ張ってきているものですから、世帯分離をしている数も含まれているということになります。ですから、もしかすると実際、単身世帯はもう少し少なくなる可能性はあるかと思えます。

山本 委員長 65歳はまだいいのですけれども、せめて75歳以上で完全に1人で暮らしている状況を調査するつもりはありますか。
 ちょっと決算とはかけ離れていますので、そのことは今多分即答できないと思うのです。決算に限らせていただいて、どこか別な場面でご質疑をいただければと思います。答えられますか。

相澤副所長 先ほど申し上げた高齢者の実態調査というもので、数年かけて75歳以上の独居の方のところは回らせてもらってしまして、新規で75歳になられた方のところへすぐ訪問というわけにはいかないのですけれども、数年かけて実施していきたいと考えております。

委員長 松澤課長 委員長 清水委員の質疑に対する答弁について、まだ時間がかかりますか。
 申し訳ございませんが、もう少し時間をいただきたいと思えます。
 残り5つの答弁の調整に時間がかかるということで、暫時休憩します。

休 憩 11:41
 再 開 11:47

委員長 柳主幹 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 答弁を求めます。
 まず、給付率の引き下げの場合、どういうことに気をつけてとか、その基準についてのご質疑がありましたけれども、実際に何かあって支払えなかったとか、例えば保険料の納付の分割の提案をしても、応じてくれなかったということが2年間続いて、結果的に基準に合わせてこういう処分をさせていただいたということです。何か身体的なものとか、そういうこともなかったですし、そういうことに気をつけながら基準に合わせて運用し、結果的に一人そういう方がいらっしゃったと。その方については、平成26年2月にサービスを受けられて、2月に1回きりで終わっていますので、その後に関しては利用もされておらず、あとは介護保険料をいただくような形で調整がついておりますので、一応基準どおりの運用をさせていただくということで、その基準に該当する方は2年間滞納がある方についてはこういった処分をさせていただくと。それについてその人の状況も調べながら、介護保険料を払えるのかどうかも確認しながら、そういう対応をしていき

たいと思っております。

それから、保険料の減免申請について、3件ということでそのうちの境界層に該当する方については1件でございます。

(「実績で1件ですか」という声あり)

柳 主 幹

境界層に関しては1件ということでございます。

(「10分の7以下は」という声あり)

柳 主 幹

10分の7以下の件につきましては、もう一回、改めてお願いできますか。

委 員 長

もう一度整理してください。

柳 主 幹

はい。それと、支給限度額を超えた方に対する状況の把握と、介護事業所の利用料の滞納についての把握ですけれども、保険料の算定上、特に必要となる数字とは考えておらず、現状の把握もしていないので、今後そういう把握の予定はないと考えております。

それから、第4段階の人数についてですけれども、第4段階は非課税ではなくて、それ以外第1、第2、第3段階以外の人の意味なので、課税世帯ということになります。したがって、その方たちは実際減免の対象にならないので、あくまでも目安的にこれを表現していたということで、第1、第2、第3段階はこういう人たちが、それ以外は第4段階の人ですと、第4段階の人は利用者負担減額には当たりませんということなので、課税されている利用者ということになります。

それから、境界層の人はかなりいるのではないかとといった質疑ですが、ここの境界層の利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減ということですが、これは要介護認定を受けて実際利用料を支払われる場合についてということで、そういった制度があるということもお伝えしながら、そして現状そういった利用の方はいなかったと。先ほど言った境界層の方一人というのは、もともと要介護認定を受けていなかった方なので、利用料を支払った場合に生活保護の適用になる方の負担軽減には該当しない。一人と言いましたけれども、ここには入らない方になりますので、ゼロということになります。

清 水

それではまず、再質疑の2点目は何を聞いたかということ、私が知らなかった減免制度があるということが確認されたのですが、これに該当する方はかなりいらっしゃるのではないかとということでお伺いしたのです。それで、これと関連するのが、まさに最後にお聞きした本来適用すべき利用者負担段階を生活保護が必要としない程度まで利用料を引き下げようと。先ほど高額介護のサービス費の利用者数が573人、認定者の27パーセントぐらいが高額介護までいっているのです。そうすると、例えば81万円の年金収入だけの方が29万5,000円まで払っているのです。そうすると、収入の3割を超すのです。そういう人の場合はこれに該当するのではないのかということです。

それと、利用料の滞納があるのかどうかということ把握しないということは、どういうことが関係してくるのかということではないのですが、例えば利用料は1割です。利用を促進するために、利用料は要らないという事業者がいてはまずいということも一時指摘されたときがあったと思うのです。つまり、利用料をもらっていないということは、結局払っていないのだから滞納と同じです。そういう点で、介護保険事業が適正に行われているのかということと同時に、利用料の1割をきちんと徴収しているのかどうか。保険者はこれを把握していないということが正しいという答弁は、おかしいと思いますが、どのようにお考えですか。

松澤課長 最後の件でございますけれども、例えば事業者が1割分をいただかないとかということはあるのではないかと、それは清水委員のお考えなのでしょうけれども、私たちとしては、そういうことはない。仮にあったとしても、それは事業者がどのようなお考えでやられているのか、私たちにははかり知れないところでございますし、また利用料の滞納があるのかどうかということが保険料にどのように反映されるのかが今私には理解ができない。清水委員のお考えがちょっと理解できませんけれども、いずれにいたしましても、利用料の滞納があるのかどうかというものを今後、例えば事業者に全部聞くのかと。市内だけでいいのか、では市外はどうするのかということもございますので、ここは本来意見を言う場ではないと、先ほど委員長のお話もございましたけれども、そういうことも考えられるのかもしれないので、お話は賜っておきたいと思えます。

委員長 答弁調整に時間を欲しいということですか。それでは、昼食休憩とし、午後から再開いたしますが、その段階でもう一度出席をいただくこととなります。よろしいですか。

松澤課長 はい。

委員長 それでは、昼食休憩といたします。再開は午後1時とします。

休 憩 11:59
再 開 12:59

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

柳主幹 午前中の清水委員の2点の質疑について答弁を求めます。

委員長 まず、先ほど答弁がまとまらなくて、お時間いただきましたこと、申しわけございません。1つ目の保険料の減免に対する境界層の方がもっといるのではないかと。それともう一つ、利用料負担軽減についての境界層の方がもっといるのではないかと、それについてのご質疑がございました。先ほど答弁申し上げましたとおり、平成25年度につきましては、保険料減免ではお一人の方、それから利用料軽減の方はいなかったということで説明申し上げたのですが、窓口にいちゃったときに該当する方と思われる方については説明して、あとは広報、ホームページ、納付書などの発送時にPRもしたり、また福祉課と連携してそういった周知に努めているところでございますが、引き続き窓口での説明、納付書発送時のPRをしっかりと取り組んで、そういった方がいるときには漏れなく対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして認定第4号の質疑を終結いたします。

委員長 所管の入れかえがございますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 13:01
再 開 13:03

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員 長 認定第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高瀬部次長 (認定第3号を説明する。)

伊藤主幹 (認定第3号を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

坂 井 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

事務概要の157ページ、滞納整理に伴う法的措置というところで、調停が8件と、最終的に強制執行までいったのが2件と載っておりますけれども、駐車場の滞納についても含まれるのかということを確認させてください。

それと、強制執行を行った人が再び公営住宅に入りたいという申し込みをした場合は、それは申請可能なのか伺います。

それと、決算審査意見書の32ページで、不納欠損額3万1,645円とありますが、同時に収入未済額が平成25年度1,434万2,604円とあるのですが、これは不納欠損額でいえば平成21年から載っていますが、大幅に減っています。一方、収入未済額に関しては、平成21年度から見ると増加傾向にあると。この辺は何か関連性があるのか。調停を行ったことに対して効果があったのかということとどどのように考えているのか伺います。

鎌塚係長 まず、法的措置の関係で強制執行2件に駐車場料金を含むのかというご質問かと思いますが、基本的には家賃の滞納での対応でございますので、駐車場料金の未納があったとしても、その部分についてはこの手続の中には入っておりません。

また、そういった方が再び公営住宅を希望された場合には入居の対応はどうかというご質問ですが、基本的にそういった未納家賃、また強制執行等に係る経費、当然個人の負担部分も出てきますので、そういった部分が全て完済されていれば、特段拒むものではないと考えてはおります。ただ、現実的にそういった事例は今まではございません。

また、不納欠損、収入未済、未納金の関係性でございますが、特段調停関係と連動しているかということところは、一概に確実に連動しているというものではございませんが、日々の徴収対応によって不納欠損といった部分は減少傾向にあるというのは確かに事実でございます。また、未納がふえているという部分につきましては、日々の徴収対応は行っておりますが、またその中で、分納相談等でなかなか直近で解決しない事案も多々ございますので、結果としてふえている現状はありますが、調停関係等とほかのものとの関連性は特段ございません。

坂 井 それでは、収入未済額がふえている原因は、どういったことが考えられるのでしょうか。

佐藤主任主事 未済額がふえているということですが、過去から流れを見ますと、ふえたり減ったりということを繰り返している状態でありまして、平成24年度から25年度にかけては大きくふえているような形であります。この際には、予算審査特別委員会のときに申し上げましたが、例えば今まで比較的安目の住宅の滞納が多かったものが、中耐の新しい団地の滞納がふえてきて、それによりやはりどうしても家賃の単価が上がってきますので、そういった状況が1つ考えられるのと、あとは景気の関係と伺いますか、仕事をやめてしまったとか、そういったことによって納められないという方、それから新規で、今までずっと滞納されているような方よりは、新しく滞納がふえた方がおります。これにつきましては、嘱託職員とともにまず新しいものを確実に納めていただくという形で対応していきたい

委員 長
柴 田

と思いますが、今のような要件が考えられます。
ほかに質疑ございますか。
決算書の302、303ページ、公営住宅建設費ですけれども、先ほど13節の委託料の説明がありました。事務概要を見ても第2期の基本設計がないということで、多分基本設計を省略したということで不用額が発生したと思うのですが、私は常任委員会が建設関係ではなかったのでも今このことを知ったのですが、基本設計を省略する、あるいは1棟目で基本設計をして、2棟目、本来は別の計画だったのですが、同じような階数、戸数だということで基本設計を省略したとのご説明だったと思うのですが、基本的に同じものを一度A棟でつくった基本設計をB棟も一緒だからといって、B棟の基本設計を省略するということはこれまでも行ってきたのでしょうか。

秋山係長

基本的に基本設計というものを省略したということではなくて、設計がそこでできているものを再度データを再利用できるということで、設計の依頼度を落としたことが言葉としては正しいです。北海道の標準設計の計算式があるので、そちらで依頼度を落とすとこのように下がったということになります。

柴 田

それにしても、不用額が1本の実施設計の金額よりもはるかに大きいのですが、平成24年度についてはわからないのですけれども、例えばこれが一度設計をしている、そのデータをまた使えると。同じ構造のものだからということであっても、その委託料自体が、例えばこれが900万円とか1,000万円、1,000万円オーダーであれば、その中でデータの部分が600万円含まれているというのだったらわかるのですが、今ここの事務概要を見ても実施設計、第2期工事の実施設計で460万円程度なのです。ということは、それをはるかに上回る不用額が出たというところが、ちょっと理解できないのです。例えば2,000万円とか3,000万円が基本設計や実施設計にかかったと。そのうちのデータ料が3割、4割あると。そうすれば、600万円という数字も出てくるのですけれども、ここの数字だけ見ると余りにも不用額が大きいと思うのですが、そこら辺をもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

秋山係長

過去には、みずほ団地の第2期、第3期、第4期工事を類似物件ということで、設計のデータがあるということで依頼度を落として出した経緯があります。第1期と第2期の違いについては、第1期については1,000万円超えの設計料でありました。その中には、団地全体の開発行為と建築承認、建築許可に係る設計分も入っていたということになります。全体としては、ちょっとはっきりは言えないのですけれども、60パーセントぐらいの委託料の軽減ということになります。

委員 長
水 口

ほかに質疑ございますか。
事務概要の157ページですが、平成25年に市営住宅の建てかえで、泉町団地、東町団地が新しく建ちました。そして、泉町団地と東町団地が用途廃止していると。それで、それぞれ泉町団地で用途廃止したところに入っていた方で新しい泉町団地にそのまま移った方がどの程度いるのか。同じように東町団地も用途廃止のところから新築に移った方がどの程度いるのかお尋ねします。
それから、決算書の298、299ページですが、この中に市営住宅の維持管理に要した経費という中の施設等修繕料、備品等修繕料、補修用原材料費、この中でいわゆる外注をせずに直営で工事をしているものが、多分原材料費に出てきているのかと思いますが、直営で工事しているものというのは、全体の修繕料の中の工事量的にいうとどれぐらいの比率が直営になるのかお尋ねします。

鎌塚係長

ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、1点目の今回の建てかえに関しましての移転者がどのぐらいいたのかということで、東町団地において住みかえた方、全部で東町団地は30戸ございますが、そのうち旧東町団地から21戸、緑町団地から6戸で、移転者が27戸ということになっております。泉町団地に関しましては、1棟10戸ですが、移転者はおりません。

2点目の修繕にかかわる直営の部分ですが、正確な数値については把握しておりませんが、直営が全体に占める割合がどのぐらいかというご質疑ですが、おおむね1割程度と把握しているところです。正確な数字は現在手元に資料がございませんので、大体1割程度ということで回答させていただきます。

水 口

まず、1点目の泉町団地ゼロということですが、そうしたら用途廃止になった方は大体どういうところに移られたのか、もしわかればお願いをいたします。それと、2点目の1割程度の直営ということですが、工事として発注するのと直営の境目というのでしょうか、どういうところが直営で、どういうところが発注なのか、何かルールのなものがあったらお知らせ願います。

鎌塚係長

まず、住みかえの関係で泉町団地でございますが、4棟完成しておりますが、最後の4棟の以前の3棟で、全て旧団地に住まわれている方は移転が済んでおりますので、最後の棟に関しては一般公募という形で対応しております。

2点目の外注の部分と直営の部分の決まったルールについてはございません。ただ、軽微な修繕、蛇口を取りかえとか、簡単な塗装とか、たてつけの調整とか、そういった部分につきましては直営で対応しているところでございます。ただ、修繕の中身もさまざまでございます。修繕をする箇所が多い場合もございます。当然待機者もいますので、そういった次に紹介する期間が長くなるようであれば、時には直営も可能な部分も外注で対応しているということも実態としてございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

副委員長

事務概要の157ページの先ほどの坂井委員が言った滞納整理の法的措置ですけれども、この区分というのは家賃を滞納した人を対象に調停をかけて、8件は調停で解決して、残りを支払い督促と訴訟にして、その訴訟の中で強制執行をしたということで理解していいのですか。

それと、柴田委員の設計が不用になったという件ですけれども、最初に30戸建てて、次は24戸だったのです。それは理由があるはずで、第2期工事になって変更したということは、変更することにもまた理由があるわけですね。その辺の理由を教えてください。

それと、公営住宅の建てかえ、改修をしましたが、建てかえはいいですけれども、改修の受注した会社と申しますか、概要にも一覧が出ていますけれども、100パーセント地元業者で行ったと理解しているのですけれども、間違いのないか確認したいと思っております。

佐藤主任主事

私からは、法的措置の件数についてお答えいたします。

滞納があった方につきまして、まず調停件数8件ということですが、そのうち成立なり訴訟へ移行したというものがございまして、訴訟件数3件というものは調停後、調停が不成立になって訴訟に移行した件数ということでございます。そのうち、さらに訴訟で判決が出て強制執行になったものが1件ありまして、残りの1件につきましては、調停が成立したものが不履行によって強制執行になったと

いう件数で、合わせて2件であります。調停とは全く別に支払い督促というものを平成25年度から始めまして、それについては3件新たに行ったという内訳になっております。

伊藤主幹

昨年度も公営住宅ストック総合活用計画の見直しということで報告をさせていただいたのですけれども、東町団地の2棟目の第2期工事、これを24戸から30戸に変更したという内容ですけれども、東町団地につきましては緑町団地、東団地、3団地をともに合一して建てかえ事業を進めるということで進めさせていただいております。当初、東町団地及び緑町団地を中耐で建てかえるという計画で進めておりました。去年の計画の見直しをする前は、そういう形で進めさせていただいておりましたけれども、計画の見直しの大きな内容としまして、財政シミュレーションした中で建設事業費が非常に大きくなりまして、起債償還が立ち行かなくなるというシミュレーション結果が出たということを前提にしまして、何とか建設費を減額していかなければいけないという中で、計画の組み直しが進められたところでございます。それで、緑町団地を木造の公営住宅で建てかえをしたいということで提案させていただいたところです。木造公営住宅にしますと戸数が若干限られます。東団地は用途廃止という方針をそのまま進めさせていただくということで、できる限り中耐の高層で集約的な団地として計画しております東町団地に吸収できるようにということで、当初1棟目30戸、2棟目24、3棟目24ということで計画させていただいておりましたけれども、全て3棟とも5階建て30戸で、東町団地については3棟を整備させていただくという内容で、緑町団地からは、木造公営住宅を導入させていただくという計画に振りかえさせていただいたため、計画の変更がありまして、建てかえ規模の変更が生じたところでございます。

それと、公営住宅の受注企業につきましては、全て地元企業が請け負っておられます。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

通告していますので、それに沿って質疑をいたします。

まず1点目、起債と公債費についてですが、新たな起債額が3億1,690万円に対し、公債費が1億9,807万5,000円と。差し引き起債が増加すると。この流れで公債費が増加していくと収支が悪化するということで、当然本会計を決算するに当たっては、今後数年間の収支見込みも出しながら決算をしたと思うのですが、先ほどの資料要求で5年間の起債残高の推移を出していただきましたが、やはり平成21年度に21億9,800万円だったものが、25年度末で25億3,700万円まで3億4,000万円近くふえているということで、この傾向を抑えようということは一生懸命されたという答弁がありました。いずれにしても今後数年間の見込み、先ほどの伊藤主幹の答弁では、かなり危機は抑えられるというご答弁ではありましたが、金額等の見込みを示しながら、今後数年間の収支見込みについて伺います。

2点目は、使用料で、決算書の290ページです。減免制度の申請数と減免総額でお伺いします。また、滞納世帯数と最大滞納期間について伺います。

3点目は、市営住宅の維持管理ということで、決算書の299ページですが、耐用年数を大幅に過ぎても建てかえない団地については、法的にどのような責任があるのかということでお伺いします。

また、江南団地は108戸に対して22戸が空き室になっております。建てかえまでの期間がまだ15年ぐらいあることを考慮すると、最低でも床や壁、天井などの改装

工事をして、生活の質を確保しなければ市の責務を果たしていないことになるのではないかということでお伺いします。

次に、4階、5階建ての住宅は、長寿命化で今後20年以上維持しなければならないと。そこで、オイルサーバーが必要な住宅、必要だけれども、設置していない住宅は何室程度あるのか伺います。

次に、江陵団地の物置が浸水したということがありましたが、工事不良ではないのか、状態と経過について伺います。

次に、耐用年数を過ぎた住宅でも浴室がある、あるいは単身者などの理由で他の市営住宅への転居が制限されている入居者が困っていると。これに対して、制限を外すなどの対策がとれないのか。浴室がある住宅から浴室がある住宅には恐らく認められないと、生活の質が保たれているので。あるいは、単身だからということで、単身枠以外の、つまり単身では入れないところを希望しても入れないと。これまではそれで十分だったのですが、いよいよ耐用年数を過ぎた段階でもそういう制限を外すということは、公営住宅法などでできないということなのか、それとも市の判断で可能なのかということをお伺いします。

以上のように、起債残高はどんどんふえていく。会計も資金ショートする可能性があった。こういう中で、一般会計からの繰り入れということは当然のように検討された。その上で、これをしないで木造2階建てという方向に向かっていったのだらうと思うのですが、繰り入れについては検討されたのかどうか伺います。

4点目は、建てかえ、改良事業について、決算書の303ページですが、東町団地第1期工事が行われましたが、大体似たような住戸と建物ということで、江陵団地との比較で建設単価あるいは建設総額、これは単価上昇額掛ける第1期工事床面積、第1期というのは東町団地第1期工事のことで、床面積はどの程度上昇しているか伺います。

また、東町団地第1期工事の駐車場の照明灯はナトリウム灯だと思いますが、なぜLEDにしなかったのか、また年間の電気料金、電球交換など入居者負担額はナトリウムとLEDでどのくらい違うのか、また第2期工事への教訓について伺います。

次に、滝の川団地61号棟の内部給排水管交換工事については、一の坂でも行われていたということをちょっと失念しておりましたが、同時期に建設した住宅では、多くは交換工事をしていないのと思うのです。今回も2棟です。全部で恐らく十数棟ぐらいはあると思うのですが、特に劣化が激しい要因、また交換工事をしていない他の棟についてもこれから順次必要だということなのか、状況について伺います。

それと、通告していない部分で、新町団地の1階の車椅子専用住戸が4室あいていますが、一気にあいたのです。10年ぐらい全くあいていない状態のものが一気にあくということは、入居者の方の事情ということですが、その後入るような感じが見られないのです。そもそも需要がないのであれば、例えば滝川市外にもPRをして、市民の人口をふやすというような施策にも結びつけるような努力をしたのかということをお伺いします。

三吉課長補佐

それでは、市営住宅の維持管理、耐用年数を大幅に過ぎても建てかえがない団地に対して、市は法的にどのような責任があるのかという質疑です。耐用年数が過ぎている住宅や浴室のない住宅など、公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅等長寿命化計画により、滝川市の公営住宅事業特別会計の財政状況に合わせて

対応していくことになっております。法的責任については特にありません。修繕が必要になった場合は、順次対応してきております。

次に、江陵団地の物置の浸水についてです。平成18年度竣工した江陵団地につきましては、建設後7年を経過したところですが、7月に物置への雨水の浸入があったとのことですが、原因としましては、コンクリート壁のクラックや窓枠のシーリングから雨水が浸透したと考えられております。対応としましては、外壁面からクラック部にシーリング材を埋め込み、防水処理をしたところですが、一般的に鉄筋コンクリート造の建物については、外気温の変化などによりクラックは必ず発生するものであります。今回のケースについては許容の範囲であることから、一般修繕での対応としております。

次に、建てかえと改良事業についてです。東町団地と江陵団地の比較についてです。建設単価ですが、落札により変化が出ますので、設計金額での比較とします。東町団地第1期工事につきましては30戸、2,535.32平米で、工事費は4億8,715万8,000円です。江陵団地は5棟で80戸、6,732.79平米で、総額で10億8,769万5,000円です。平米単価であらわしますと、東町団地第1期工事が19万2,149円です。江陵団地は16万1,552円となり、差額としましては平米当たり3万597円となります。単価上昇額としてですが、計算をしますと平米当たり3万597円に延べ面積の2,535.32平米を掛けますと7,757万3,186円の上昇となります。この金額を戸数で割り返しますと、1戸当たり258万5,773円のアップということになります。

次に、東町団地のナトリウム灯についてです。平成25年度に竣工いたしました東町団地1号棟については、設計時において街灯のLEDが一般的でなかったことから従来のナトリウム灯としました。ナトリウム灯とLED灯の1灯当たりの単価を比較しますと、電気料金では月当たり2,640円から1,240円となり、約50パーセント減少します。耐用年数については、一般的にナトリウム灯が7年、LED灯が15年の耐用年数があり、2倍の差となっております。しかし、メーカーからの両方の性能について比較しますと、LEDにつきましては光の拡散が少なく暗く感じることで、また熱を持たないため降雪時に雪が積もってしまうことを考慮しますと、現段階ではナトリウム灯のほうがすぐれているとのことでした。それと、2号棟につきましては現在建設中であり、設計変更によりLEDとすることは可能ではあります。

次に、滝の川団地61号棟の給排水管工事についてです。平成24年度から滝の川団地61号棟の給水管と排水管の改修工事を行っております。昭和50年代に建設された団地につきましては、給水管及び排水管の材料は鉄管でありました。経年による内部のさびの発生により、流れが悪くなります。また、さらにさびが進行し管に穴があき水漏れが多数発生しております。改修については、給水管は鉄管からステンレス管へ、排水管は鉄管から塩ビ管に取りかえを行っております。また、同年代に建設された市営住宅が多数あることから、長寿命化計画により進めております。今年度におきましては滝の川団地14—5号棟、平成27年度には滝の川団地14—4号棟、28年度には滝の川団地16—3号棟と順次改修を予定しております。道営住宅啓南団地につきましては、給水管の改修は全て終了しております。道営住宅は、今年度から指定管理が移行しておりますので、今後の予定は把握しておりません。

秋山係長

オイルサーバーが必要な住宅が何戸あると考えているのかという質疑に対してです。オイルサーバー設置検討の住戸につきましては、全体戸数といたしまして滝

鎌塚係長

の川団地で96戸、一の坂団地で112戸、新町団地で13戸の合計221戸が考えられます。なお、エレベーターのある戸別のタンクで供給しておりますみずほ団地、銀川団地については、この中から除いております。これらの団地には、集合タンクとする場合、灯油を上階まで上げるために必要な機械が必要です。中継タンクやオイルギアポンプ、オイルサーバーやオイルメーターを取りつける必要があるということです。パイプシャフトが狭く、設置スペースがないため、現状オイルサーバーは難しいと考えております。平成25年度に策定し直しました公営住宅等長寿命化計画におきましても検討した余地がございます。そのときにおきましても、スペースの問題により断念した経緯がございます。

まず、起債と公債費の関係のご質疑ですが、提出資料にも記載しておりますとおり、当年度ごとによって起債額の増減がございまして、なかなか数値的なところで申し上げられませんが、平成25年度につきましては、ご質疑にあったとおり公債費が上回っているということになっております。これにつきましては、東町団地の第1期工事が先ほどご説明の中にもありましたとおり、2カ年で実施しております、1年目の平成24年度においては工事費の30パーセント、25年度においては大半を占める70パーセントの工事費がかかっております。そういった意味で、平成25年度は公債費が上回ったといった結果になりまして、毎年このような状況が続くとはならないと考えております。また、今後数年間におきましては、現状の公営住宅事業特別会計の運営を引き続き可能と考えてはおりますが、しかしながら建設の状況、また家賃収入、減免も含めましたそういった収入面、あと維持管理に伴う修繕等、決して楽観視できる状況にはございませんので、引き続き将来を見据えた運営を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、使用料関係で減免制度の申請数と減免の総額というご質疑に対しまして、まず申請数は114件ございました。そのうち承認されたものが110件で、金額としましては586万4,400円となっております。申請数と承認数の差が4件ございますが、取り消しが2件、これにつきましては生活保護受給者ということになったために取り消しが2件ございます。また、不許可が2件ございますが、減免基準を超えているものが1件、また既に減免手続を終えて減免が承認されていた中で、再度申請が上がっていたといったところで1件不許可で、合計2件の不許可という状況になっております。

滞納の世帯数、最大滞納期間というご質疑ですが、まず滞納世帯数につきましては、現年分につきましては91世帯、滞納繰り越し分につきましては66世帯の合計157世帯となっております。また、最大滞納期間のご質疑ですが、これにつきましては個人の状況になりますので、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。続きまして、江南団地の関係で空き室状況、また建てかえ期間まで期間がまだある中で改装工事をしてはいかかかというご質疑ですが、江南団地のみならず、全団地におきまして空き家住宅につきましては待機状況を踏まえて対応しているところがございます。また、既に入居されている入居住宅につきましては、入居者の生活に支障がある場合につきましては、他の団地同様に一般修繕として対応している状況でございます。また、ご質疑の中にもありました住戸内の改装を考えますと、やはり1戸当たりの改装費が多額ということにもなりますし、耐用年数を過ぎている団地につきましては、特に補助対象外ということになりますので、なかなか公営住宅事業特別会計の運営上、大きな支障があり、現状としては困難と考えております。

次に、耐用年数を過ぎた住宅で住みかえの制限を外す対策などができないのかといった中身のご質疑だったと思いますが、住宅、生活に困窮されている方に対して、特に住むところがないといった方に公営住宅を提供しているところが基本としてありますので、基本的には公営住宅から公営住宅の住みかえは、認めていないということが大前提にあります。しかしながら、入居者ですとか世帯状況によって住みかえ要件を定めておまして、合致する希望者については住みかえを認めているという現状でございます。基本的には、住戸を希望している待機者がいる中で、いわゆる生活困窮者との不均衡が生じるということもありますので、既に入居されている方が自由に公営住宅を住みかえできるような制度にするようなことはなかなか難しいと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れの検討というご質疑ですが、現在は税源移譲に伴う交付税として5,100万円を一般会計からの繰入金ということで、それを含めて全体の公営住宅事業特別会計の運営をしているところでございます。今以上の一般会計からの繰入金につきましては、市の財政状況を踏まえたとやはり困難と考えますし、また特別会計の性質上、現状の中で将来に向けました運営を視野に入れまして、公営住宅事業特別会計としての運営を考えております。

最後に、新町団地の現状ですが、質疑のありましたとおり、今現在車椅子専用の1階部分についてはあきが出ている状況でございます。住戸のつくりについても、やはり車椅子専用の浴室ですとかトイレですとか、そういうつくりになっておりますので、なかなか希望者がいないということも現状はございます。そういった中で、世帯向けに変えるということは、生活をする上でも今の状況では難しいのかと、そういったところの今後に向けた検討は必要かとは思いますが、現状の建物のことを考えると、すぐに変えるということには至らないのかなと考えておりますし、市外のPRというようなご質疑がございましたが、それぞれの自治体で同じように公営住宅を運営している中で、市外に対してというよりは、やはり滝川市民の方に基本的に提供しているということが現状にございますので、市外に対するPRというのは、なかなか難しいと思います。

清 水

まず、使用料についての最大滞納期間が個人の状況により控えさせていただきますというのは、明らかに先日の本会議の流れと思うのですが、滞納者が大体150世帯もあって、最大滞納期間を聞いて何に支障があるのか、プライバシーに支障があるということなのか、控える理由を伺います。

次に、市営住宅の維持管理について、法的にどのような責任があるのかとの質疑に法的責任ないと答えられました。恐らく、努力義務ぐらいは必ずあると思います。耐用年数というのは、耐用年数を超えたからどうのという機械的な表現は法律にはないけれども、例えば生活に支障がない暑さ、寒さだとか、あるいは美的感覚だとか、清潔さだとか、そういったことで、例えば浴室がないなどというのは、これは恐らくどこかに書いてあります。江南団地の建てかえ待っていたら60年たちます。だから、やはり今のような答弁をしているようでは、響いてこないのです。きちんと法律にどう書いているのか、やはりそこを直視して答弁をし直していただきたいと思います。

次に、江南団地についていろいろとかかわる話ですが、例えば今回サッシ取りかえをしています。これは一枚ガラスです。この時代になぜ一枚ガラスなのか。壁も断熱が悪いので、ここだけ断熱をよくしても何になるのだと。こういうことがまかり通るといえるか、もう既に42年たっている住宅です。これからまだ16年待っ

でもらおうという住宅です。これは、少しでも暖かくということが必要だと私は思うのですが、先ほどのような支障がある場合に対応している。まるで支障がある場合、それを解決しているかのように聞こえるのです。これもやはり響かないのです。支障があるのできちんと対応したいのだけれども、こういうことだからできないとか、そのように答弁すると所管の苦勞というか、抱えている問題ということが伝わってくるのだけれども、何か困ってない、きちんとやりましたということでは、違うと言わざるを得ないので、もう一度先ほどの支障がある場合に対応しているということで、本当に十分な対応ができたのか伺います。また、一枚ガラスでかえるという方法で本当にいいのか伺いたと思います。

次に、江陵団地の点について言えば、クラックは必ず発生すると。けれども、江陵団地のコンクリートの厚さはどのくらいあるのですか。まず厚さとどういう層、何層が何センチという形で、それがどのようにクラックが入っているのか。外から水が入るということは、貫通しているということなのか、そうでなくて徐々にしみてということなのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

一般会計の繰り入れについては、5,100万円がどういうものか、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

ナトリウム灯とLEDについては、もう既に解決済みのことを逆戻りするような答弁が先ほどされたのです。メーカーは、LEDは直線性があり雪に弱いので、ナトリウム灯でもいいと。そのようなことは、もう既にクリアしているから、市内の街路灯をLEDにしようとしているのです。そういうときに、なぜそういう答弁が出てくるのか不思議でたまらない。やはり市の予算を使っているのだから、一貫性のある答弁をしていただきたいということで、もう一度伺いたと思います。

三吉課長補佐

江陵団地の水漏れに関して、壁については、コンクリートの厚さで15センチあります。その上に塗装がかぶせてあります。クラックの原因については、寒暖の差によりひびが入り、そのときにたたきつける雨が降ったときに水がしみ込んだ状況となっております。

次に、ナトリウム灯の件ですけれども、先ほどの答弁では2号棟につきましてはナトリウム灯で設計はしておりますが、LEDに変更することも可能であると答弁しておりますので、2号棟につきましてはLEDに設計変更をしたいと思っております。

鎌塚係長

まず、最大滞納月数の関係で、個人にかかわる状況ということで答えさせていただきましたが、やはり我々の職務上、個人にかかわる数値の部分になりますので、守秘義務という立場の中でそういう回答をさせていただきました。

次に、江南団地について生活に支障がある場合ということで私から答弁しましたが、あくまでも現状の維持管理の部分での生活に支障がある部分については、一般修繕ということで対応しておりますので、修繕費の中で生活向上に向けた改善ということは、なかなか現状としては困難と判断しております。現状維持ということで、生活に支障がある場合に対応しているといった中身で回答させていただきました。

一般会計からの繰り入れが5,100万円ということで、先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、税源移譲の部分ということで、当時の三位一体改革の際にかかわって、補助金が交付税ということになりまして、一般会計に入るといった中での、その部分の数字を一般会計から繰り入れているといった流れになっております。

伊藤主幹 市営住宅の維持管理ということで、耐用年数を大幅に過ぎている住戸の問題、それと江南団地、特に浴室もないような住戸の対応についてということですが、もちろん私どもも最低居住水準ということで、特に浴室のない住戸の改装、これはもう最大目標で取り組んでいかなければいけないということで、開西団地、そして江南団地の建てかえを急ぎたいと思っています。でも、財源的な問題もありまして、建てかえがなかなか順調に進まないという事情もあります。その中で、最低限ということではないですが、維持管理はきちんとしていかなければいけないということで、屋根、壁、それと余りにも傷んできたサッシ、木製の窓がついていますので、その特に大きな居間の木製については、アルミサッシに切りかえるという手当てをさせていただいているところです。そして、今のところ建てかえまでかなり年数を要するという予定でございます。その間も、先ほどと同じ答弁にならざるを得ないのですけれども、維持管理や補修についてはしっかりやらせていただきたいと考えているところです。

委員長 耐用年数を大幅に過ぎてもという関係の質疑で、大幅にという表現は非常に抽象的だと思いますが、先ほど清水委員が伺ったのは努力義務すらどこかに明記されていないのかという質疑だったので、そのことについての答弁を求めます。

伊藤主幹 耐用年数につきまして大幅に過ぎている。確かに簡平と通常言っていますブロック造の平家建て公営住宅ですけれども、耐用年数は30年でございます。実際にもう耐用年数はかなり過ぎております。建てかえ制度が設けられまして、法の制度から補助金についての国としての考え方からすれば、最低居住水準を満たさないようなものについては随時と、早急にとるところまでは言っていないのですけれども、建てかえを進めてくださいという立場であるということ間違いありません。私どももそれは重々承知しているところです。法的にとり部分ではないのですけれども、そういうことで、もちろん国も私どもも建てかえは急がなければいけない。最低居住水準を満たしていない住戸については、早急に手当て、建てかえをしていかなければいけないということで、公営住宅ストック総合活用計画も策定しているのですけれども、実際それに追いつかないということが現状でございます。

委員長 清水委員、再々質疑をされると思うのですが、最大滞納期間のことについては理由を述べられましたので、あらかじめ申し上げておきます。私の個人的な意見としては、要するに例えば法的整理が滞納の中で進んでいったときに、いずれ最大滞納期間者が、ある程度氏名が絞られるというか、そういう可能性も否定できないと思いますので、もしこの質疑をさらにされるのであれば、恐らくこれを知りたい意図がおありなのだろうと思うのです。例えば何か行政の怠慢がないのかとか、そういう思いで質疑されていると思うので、先ほどの答弁をしんしゃくした上で質疑の仕方を変えていただければと思いますが、よろしいですか。

清水 はい。まず、確認ということで2点あります。滞納期間については、本会議でも答弁の中身をどうするということ言えば、市長部局全体で答弁の仕方ということで考えていくということなので、これ以上は質疑しません。それと、クラックについてですけれども、150ミリのクラックが入るということは、貫通しているということですか。垂直に貫通する、斜めにクラックが複数入っていて、結局水が通ずるといようなことが起きているということ想像できるような答弁をされたわけですが、もしそうだとしたら、鉄骨、鉄筋に当然影響があるだろうと。そういうことについて、どのように考えるのか。先ほど言ったよう

に、イメージとして150ミリのところに外から水が入るようなことが本当に起きているとすれば、さびにもなるということで、もう一度答弁をいただきたいと思います。

それでは、江南団地について、場合によっては質疑を留保するということにもなるので、次長にご答弁をいただきたいのですが、江南団地については、昭和42年から49年にわたって建てられているのです。開西団地が昭和40年から43年ということで、今の予定でいくと開西団地の後です。開西団地もさることながら、建てかえまでに10年から15年もかかるというときに、支障があれば対応したり、あるいは最低居住水準を満たしていないという認識があるけれども、一般会計の財政が厳しいと思うので、一般会計からの繰り入れは求めないということはこの決算で考えてきたという答弁がありました。例えば北海道が一般会計からの繰り入れをかなりしております。つまり、特別会計だけでこれをやり遂げようとしても、本当にハードルが高いという点で、やはり江南団地の居住水準を建てかえまでにかなりの程度まで保つような、そういった対策には一般会計の繰り入れを検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

高瀬部次長

一般会計からの繰り入れの件についてです。昨今、江南団地の関係につきましては、本会議においてもいろいろと他の議員からも質問があり、そこまで待たせていいのかというような意見等、これまでも何回も受けてきております。我々においても、何とか少しでも前倒ししたいという思いは、建築住宅課全員の思いでございます。その中で、公営住宅ストック総合活用計画の見直し、それから公営住宅等長寿命化計画の見直しもした中で、どうしたら、シミュレーションをかけながら少しでも前倒しできるのか、これは江南団地に限らず開西団地もそうです。先ほどから、市営住宅そもそもの位置づけは何かということがあったと思います。家というものは、そもそもは自分の家で、持ち家なり借りる家なりを手配するものですけれども、そうできない人、生活困窮者のためにあるのが、市営住宅だということが昭和26年の法律成立になった段階のスタート時点からの考えでございます。そのような中で、江南団地、それから開西団地、当時としては、やはりいかに早くそのような人たちのために住まいを提供するかという中で、国の補助事業でやっています。ですから、以上でも以下でもないもので、当時はつくってきたということもありますが、しかし、これまでも答弁等もありましたけれども、やはり時代を経過してきますと浴室のないことはいかなるものか、それから断熱の問題とか、いろいろな部分がある中でやってはきていますが、建築住宅課サイドの状況としては非常に厳しいものがある、やるべきことはやらなければならないということでもあります。その中で進めてきた経過はございます。では、建てかえを早急にしたいから一般会計に求める、それは安易には見えますが、実際の話、市の財政状況、これはやはり今まで、財政シミュレーション等、いろいろと各委員会等でも一般会計の報告もさせていただいていることだと思います。非常に厳しいという状況が、さらに今後においても厳しくなるだろうという部分があると思います。いろいろな物価の状況だとか、そういう部分もある中で、市全体としても非常に厳しいものがあるという中で、今の補助制度、社会資本交付金となっている部分もありますが、それも含めた中で、どのようにして進めていくのかということも建築住宅課サイドでは、今とりあえずやれることはやっていくと。一般会計の中でも考えてもいかなければならないのでしようけれども、ただ現状としては5,100万円という数字、これは当時三位一体改革の段階で、市と特別会計に

それぞれの補助金があった。住宅、家賃住宅補助とかだと思えます。そういうものに対しての税源移譲したときに、それが交付税化されてくると色がなくなるという部分があって、どういう形で特別会計に来るのかという危惧する部分があったところで、5,100万円というのは、特別会計と一般会計の間のある種の決め事の中でやってきている内容です。ですから、これについても現状を維持するということを我々としては、要求していくのが今の段階でベターな判断という認識はしております。このような中で、やはり市全体の景気、国全体の景気という部分がよくなってきた中で、交付税、繰入金とか、そういう部分への流動性が上がってくるのかという考えもしていますけれども、何とか先ほどから経費削減した中でやってきているということをご理解していただきたい。今後も、少しでもこういう懸念する早期建てかえという部分について進んでいきたいという考えをしているところをぜひご理解いただければと考えてございます。

秋山係長

引き続き、江陵団地クラックの件です。15センチということで、分厚いコンクリートでありますけれども、実際、私と鎌塚係長が入居者に呼ばれまして現地を確認しに行ったという経緯がございます。そのとき私の見地からお話ししますと、物置の窓がありまして、開口部のところから斜めにひびが入っていることを確認していますが、コンクリートの挙動する部分の当たり前の動きだということで理解しております。確かに水が入ってきているということも確認させてはもらいました。ひびが入ること自体、コンクリートについては圧縮を見ている。鉄筋については引張を見ているということで、それが一緒になった構造体という形になります。ひびの部分については確かによくないです。外気に触れて、コンクリート内は基本的にアルカリ性にしなければいけない部分が中性化といって酸性側に動いてしまうことの促進につながることもありますから、ひびについては余りよくないことですけれども、構造体としては問題がない。しかし、水が入ることがありますので、その水の対応として現地に行って確認をさせていただいて、最初の工程として窓枠のコーキングとクラックの部分のある程度のコーキングをさせていただいたと。経緯をお話ししますと、その後、また数件からクラックが幾らか出てきましたということで連絡をいただいて、実際施工するときにも、何かありましたら対応させてくださいということで案内を入れさせていただいて、順次対応してきた次第です。構造体として問題はなく、水が入ることについては、対応したという経緯がございます。

清 水

ちょっと確認をしたいのですけれども、公営住宅ストック総合活用計画が見直されたのは平成25年3月でしたか。

秋山係長

平成26年1月です。

清 水

それでは、質疑を留保させていただきたいと思えます。

公営住宅ストック総合活用計画が平成25年度の中で行われたと。この活用計画の中で昭和42年から49年までに建てられた110戸の江南団地、これについては最低居住水準を満たしていないにもかかわらず、建てかえはほぼ15年後という計画を策定された。これは、やはり公営住宅特別会計の中だけでは解決が困難な問題だと。そういう点で、一般会計をいろいろな形で使う、使い道については一般会計全体のことですけれども、一般会計に繰り出しを求めるといような考え方をこの計画では全く持っていないということが、私は問題があったのではないのかと思えますので、一般会計からの繰り出しを建てかえの計画を定めた公営住宅ストック総合活用計画に入れなかったということについて、おかしいのではないのか

委員 長 ということ、市長のお考えを伺いたいということ、留保したいと思えます。
平成25年度の決算、5,100万円の一般会計からの繰り入れ、一般会計側からすれば繰り出しですが、要するに今おっしゃったことを当時、なぜ市長は繰り出すことを検討しなかったのかということをお聞きしたいということですか。

清 水 公営住宅ストック総合活用計画を策定したのは、費用でいうと1款1項1目市営住宅管理費の中で恐らく策定され、一般会計の繰り入れという考えを全く持たないという意味での一般会計の考え方についてということですか。

委員 長 先ほど、質疑を留保される最後の質疑で、今後どのように考えるのかのようなことをおっしゃったので、これは平成25年度の決算ですから、当時の25年度内になぜそういうことを考えなかったのかと。こちらについては、検討しなかったと言っているわけですから、繰り出す側の一般会計側からなぜ繰り出すことを当時検討しなかったのかということ、市長に伺いたいということですか。それ以外は、留保にはなじまないと思えます。留保する理由をもう少しはっきりさせていただけますか。

(何事か言う声あり)

委員 長 一旦休憩します。

休 憩 14:33

再 開 14:36

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清 水 平成26年1月に見直された公営住宅ストック総合活用計画において、江南団地など最低居住水準を大幅に満たしていない住居の建てかえについて見直しがされました。しかし、今後10年から15年の間、その状況で待たなければならないというときに、一般会計からの繰り入れをしないという見直し計画をつくったことは、やはり不適切だったのではないかと。ということで、市長のお考えを伺いたいと思えます。

委員 長 質疑留保ということによろしいですか。

高瀬部次長 高瀬次長。

高瀬部次長 今、江南団地は大幅に基準を満たしていないと言われたので、私はそのようなことは言っていない。しかるべき対応は今までもしてきております。当時の建築の基準に合致した中でつくってきていますし、先ほどから言っているように必要に応じて修繕もしてきています。例えば窓ガラスについては、サッシ化もしてきています。ですから、大幅に基準を満たしていないと、何かあばら家に住んでもらっているような雰囲気、個人的には受け取ったのですけれども、そういうものではない。しっかりと当時から手をかけてきて住んでいただけたような住戸にしてきている。確かに古いことは古いです。ただ、しっかりとメンテナンスはしてきています。浴室についても、江南団地においては農村環境改善センターで利用してもらうということで、そういう約束事の中で住んでいる方にもお願いしてきている経過がございます。その中で、今文言のあった大幅に基準を満たしていないという部分に関しては、我々はそういう認識はしていないということでございます。

委員 長 先ほどの何回目かの質疑のときに、そのような近い形で答弁はされている経過を確認していますので、あくまでも清水委員の個人的な見解で、そういう見解を織りまぜての留保ということですから、当然市長の最終答弁の中にもそういうことが盛り込まれるかもしれませんが、大幅に基準を満たしていないという認識では

おりません。

それでは、質疑の留保は1件とします。ほかに質疑ございますか。

井 上

1点聞いておきたいのだけれども、先ほど、公営住宅の設計についての話があったが、今世の中のトレンドというか、流れが省エネ、創エネ、そのような形に進んでいます。公営住宅を建てるに当たって、そういうものが設計思想の中に繰り込まれていくのか、そういう検討がなされたのかどうかについて伺います。

秋山係長

公営住宅を建設する上では、品質確保法に基づいた省エネ基準が必要になってきます。それを満たしていないと交付金の対象外ということになります。それによって断熱材の厚さとか、屋根の防水の保護の仕方とか、そういうことが盛り込まれております。

井 上

その品質確保法の中に、自然エネルギーとか、学校などでは太陽光の設置とか、いろいろと積極的に取り入れられていますが、そのようなものが入っていないのですか。

秋山係長

滝川市の公営住宅で言えば、江陵団地の第1期工事から外断熱を採用しております。それによって、コンクリート躯体が熱を帯びた形となって魔法瓶のような形をする、温度を保てる構造になっております。それを平成17年当時から推奨してきたという流れがございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑の留保について確認しますが、清水委員から公営住宅ストック総合活用計画が平成25年度中に見直されていますが、江部乙の江南団地が最低居住水準を満たしていない、大幅に満たしてはいないという中で、公営住宅事業特別会計のみで解決できないならば、なぜ見直し策定時に一般会計からの繰り出しを計画に入れなかったのかと。その見直し計画は不適切ではなかったのか、その見解を伺いたいということによろしいですか。

清 水

はい。

委員長

それでは、質疑の留保は1件と確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

所管の入れかえがございますので、暫時休憩をいたします。再開は午後2時55分とします。

休 憩 14:44

再 開 14:55

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員長

認定第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

大平部長

(認定第6号を説明する。)

千葉課長

(認定第6号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水

それでは、通告してありますので、順に質疑をします。

まず、決算書の7ページ、損益計算書ですが、当年度純利益3,701万6,000円について、決算書の12ページの剰余金処分計算書によると、全額を減債積立金に積み

立てたということなのか、またこの積み立ては法令で定められているのか伺います。

2点目、決算審査意見書の19ページで平成21年度以降の当年度純利益については、3,455万円から7,230万円の下限、上限の間でおおむね4,000万円前後で推移しています。この純利益というのは、当然予算の段階で見越して立てていると思うのですが、適正なのか、その根拠について伺います。

また、起債額から起債償還額の差は、平成25年度で8億8,000万円程度と。これほど償還をしているわけだから、収益的収支の純利益の分、つまり平成25年度でいうと3,701万6,000円は積み立てではなく、料金の引き下げに使うことは検討したのか伺います。

また、ほとんど水を使わないのに高い料金を支払っている商店、事業所、ひとり暮らしの市民の負担をどう考えているのか伺います。

次に、決算書の10ページから11ページの貸借対照表について、長期負債については固定負債の37億7,067万2,000円と借入資本金67億2,197万4,000円の合計104億9,264万円です。その推移は資料要求で出されましたが、平成21年度に合わせて134億円あったものが、25年度決算では103億3,700万円、30年度には62億円まで下がるという見通しが示されましたが、結局毎年約8億円ほどずつ減少していると。そこで、通告したものと違いますが、固定負債の借換えについてどのように検討したのか。また、もう一切借換えについては認められないというような状況があるのであれば伺います。

3点目、決算審査意見書の2ページでは、正誤表が渡されておりますが、正誤表の2ページ目で訂正後の下水道事業会計が書かれております。そこで、下から8行目のところに業務活動によるキャッシュフロー、あるいはその次の行に投資活動によるキャッシュフローという表現がされておりますが、非常に専門的な記載がありますが、私なりに解釈をすると、業務活動によるキャッシュフローというのは、決算書の2ページ、3ページの収益的収支のプラス3,701万6,000円で、投資活動によるキャッシュフローは4ページから5ページの資本的な収支で4億4,781万9,000円の赤字ということがその意味なのかと理解をしたいと思うのですが、かみ砕いて説明していただきたいと思います。

4点目は、決算書の14ページの下水道事業報告書ですが、水質改善事業と通常事業合わせて2キロメートル弱が行われました。資料で総延長等が示されたわけですが、ここでは管渠の総延長が455キロメートルで、雨水管、污水管、合流管合わせてということです。そこで、この総延長455キロメートルの総入れかえの時期にこれから入って、50年と言われる耐用年数を考えればもう既に昭和43年から46年ぐらいたっているわけですから、あと四、五年で最初の管が50年目を迎えるということで、その時期に入ってきますが、まず水質改善はいつ終わるのかと。要求した資料によりますと、整備済みが6.6キロメートル、まだ28キロメートルぐらが残っているということで、2キロメートルずつ交換したら14年かかります。そんなことでいつごろ終わるのか伺います。

また、通常の交換、これが雨水管と污水管合わせて427キロメートルぐらありますけれども、これについてどれぐらいの期間がかかると見込んでいるのか伺います。

また、今後のこういった交換工事の年次計画はいつどのように定めるのか、決算の中での分析ということでお伺いしたいと思います。

次に、建設改良工事のキロメートル当たりの単位投資額は人件費を含めて幾らか伺います。

次に、人口の減少予測の中で下水道の交換をやめ、合併浄化槽地域を設けるなどといった検討も行っているのか伺います。

また、老朽化による問題はどのように表面化しているのか、またどのような調査をしてきたのか伺います。

5点目は、交換工事や調査は随時始めていると思いますが、工事の方法について基本的な方針について伺います。道路には、污水管、雨水管、水道管、それにN T Tの光ファイバーと、あと都市ガス管も入っているという非常に複雑な構造になっており、また全て掘り返すとすると3メートルくらい掘り返すと思うのですが、そうすると、つい先日道路改良舗装工事をしたところは最後にするとか、あるいは掘り返していたら時間がかかるので、今埋設してある管はそのまま捨ておいて新たな管を上に入れるとか、いろいろな方法があると思うのですが、交換工事についてどのような工事のやり方を今検討しているのかお伺いしたいと思います。

宮西課長補佐

まず、一番最初に質疑のありました損益計算書に係ります利益の処分の関係でございますが、利益の処分につきましては地方公営企業法が平成24年4月1日に改正になっておりまして、法定積立金の条項が廃止になっております。それに伴いまして、市の条例に新たに利益の処分について定めて減債積み立てを行っているところでございます。

次に、当年度利益、平成21年からの利益の適正な根拠に関係する部分でございますが、まず21年から23年の利益は減債積立金に積み立てを行いまして、資本的収支の不足額の財源として使用しております。下水道会計の資金繰りにつながっているところでございます。そのあかしとしまして、平成25年度からは固定負債であります平準化債の借入れを行わずに資金繰りをすることができているところであります。

次に、利益を積み立てずに使用料の値下げは検討されたかということなのですが、下水道事業はご質疑の中にもありますように更新事業を将来見据えておりますので、現在とはとにかくこの利益を利用して、現在の起債の残額を極力減らしまして、決算審査意見書にもありますように会計的に体力をつけて、そして来る更新事業の際に発生する新たな起債償還のときに備えていきたいと考えているところでございます。

次に、貸借対照表の関係で、固定負債の借換えでございますが、固定負債の借換えは平成19年から21年の間に49本、48億円の借換えをして、一応借換えができると言われております5パーセント以上の起債については借換え済みとなっております。今後の借換えは、今のところは見込んでおりませんし、またそういった情報もつかんでおりません。

そして、決算審査意見書のキャッシュフローの内容でございます。決算書の2ページ、3ページにあります収益的収入、こちらの現金あり高というのが業務活動によるキャッシュフローということになりますが、決算で公共下水道の収益的収入は約10億460万円でございますが、このうち現金として入金された額につきましては使用料の未収金ですとか、そういうものを除きまして約10億3,100万円ほどでございます。そこから収益的支出、決算額約10億500万円でございますが、このうち減価償却費ですとか不納欠損など現金支出を伴わないものを除きますと現金が支出

された金額は5億800万円ということで、差し引きますと約5億2,300万円の現金が内部留保資金として会計内に残るという勘定になります。

次に、投資活動ということで、4ページ、5ページにあります資本的収支の現金あり高が投資活動によるキャッシュフローということでございますが、資本的収入決算額8億7,000万円のうち現金で入金されたものが8億6,900万円ということで、若干現金が入ってきておりません。これは、受益者負担金につきましては3年分割で入金することになっておりますので、新たに起きた受益者負担金については2年分が未納になっているということで、決算額よりも少ない状況でございます。資本的支出の決算額の13億1,800万円は、決算額どおり現金が支出されております。ここで差し引きますと、約4億4,900万円の現金が足りない。不足をしているというものでございます。ここで、業務活動で内部留保した5億2,300万円を投資活動によるキャッシュフローで不足している4億4,900万円に財源として充てて会計が回っているというものでございます。

千葉課長

私からは、ほとんど水を使わないのに高い料金を支払っている市民負担をどう考えているのかということについてお答えしたいと思います。これまでも事業所の基本水量の設定の見直しですとか、家事用の基本水量が水道料金と異なるということが言われておまして、そのことは私どもも理解しております。これにつきましては、滝川市の下水道料金が平成2年に改定しまして、それ以来24年間、ずっと同じ料金体系できているということでございます。その間、例えば特別会計から企業会計への移行ですとか、先ほどもあった起債の借換えなどさまざまな営業努力をして料金を据え置いてきているところでございます。しかし、平成2年の改正ということで、当時の事業活動ですとか、一般家庭の世帯構成の変化に伴いまして、基本水量のあり方も変化してきたのではないかと推測されます。今後使用料金の見直しの際には、この辺も含めまして基本料金の設定についても検討していきたいと考えております。

近藤係長

質疑にありました下水道事業報告書の5点についてお答えしたいと思います。まず、水質改善事業はいつ終わるのかとのご質疑でございますが、水質改善事業につきましては平成19年度から合流区域の分流化事業に着手しております。総事業費は約33億円を見込んでおりますが、財政状況を考慮しまして年間1億3,000万円の事業費で実施しております。この事業費で今後も進めていくとした場合には、完了まで今後約19年程度かかる見込みとなっております。

そして、通常交換は何年ごろからどれくらいの期間がかかるか見込んでいるか、また今後の交換工事の年次計画はいつどのように定めるのか、さらに老朽化による問題はどのように表面化しているのか、どのような調査をしていくのかについては、関連がありますので、まとめてお答えしたいと思います。滝川市の下水道事業は、昭和43年度に着手されまして、今年度で46年目を迎えております。一般的に下水道管の耐用年数は50年と言われておりますが、実質耐用年数は管の埋設状況や使用状況によりまして60年ないし80年ものもあれば、50年もたず、更新しなければいけないものもあります。下水道施設の更新等の検討するためには、現状の管の老朽度合いを把握する必要があり、平成24年、25年度におきまして管渠の老朽度調査を実施しております。設置年限の古い管渠につきましては目視またはカメラを使い、管のひび割れ状況、継ぎ手の状況等を調査いたしました。その結果といたしまして、現時点においては部分的な補修を要する箇所はあったものの、抜本的な更新を実施しなければならないものは見受けられませんでした。

更新計画策定及び更新時期につきましては、今後もこのような調査を定期的を実施しまして、それらの結果を踏まえながら適正な時期に着手していきたいと考えております。また、更新等の期間及び年次計画につきましては、老朽度合いの程度、更新を必要とする範囲あるいはその総事業費等を検討しなければなりませんので、現時点でははっきりとしたことは申し上げられません。

続きまして、建設改良工事のキロメートル当たりの単位投資額は人件費を含めて幾らになりますかというご質問でございます。平成25年度決算で見ますと、資本的収支、決算書の24ページの1款1項1目の公共下水道整備事業費1億8,585万1,357円を14ページの整備延長の合計1,961メートルで割り返しますと、1キロメートル当たり約9,500万円となります。

次に、人口の大幅減少予測の中で下水道の交換をやめ、合併浄化槽地域になど検討内容に入っているのかというご質問でございます。合併浄化槽は、下水道区域外におきまして公共用水域の水質保全を目的として設置されるものでございます。それに対しまして下水道事業は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を目的として整備する都市計画事業でありまして、その趣旨は全く別物だと考えております。下水道事業は、都市化において欠かせないインフラ整備でありまして、都市計画の用途地域とも重なっております。まちづくりの総合的な観点から検討することを要することになります。将来大幅な人口減少により投資計画の用途地域が見直されたときには、それと整合性を図りまして下水道区域から除外される地権者の同意が得られた場合には、合併浄化槽地域への変更も検討していく必要性があると考えております。

最後になります。交換工事や調査は随時始めていると思うが、工事の工法について基本的な方針について全て掘り返して完全に交換するのか、また古い管はそのままにして撤去せずに新たな管を入れるのかについてのご質問でございます。更新の方法につきましては、それぞれの老朽管の埋設状況や老朽度合い、あるいは水道、ガス、ケーブルといった占用物件の埋設状況によりまして経済性、実施可能性等を考慮しまして検討することになります。掘り返して新たな管を埋設する方法もありますし、管更生工法といいまして既存の管内の内面に処理を施しまして新設管とほぼ同等レベルに再生する工法もございます。どのような工法を採用するのかにつきましては、それぞれの状況により判断することになりますが、更新工事には多額の費用がかかりますことから、交付金が充当できるような手法を検討する必要があると考えております。

清 水

料金体系については、今後見直しのときに検討したいということですが、いただいた資料によると資金の現金保有額というのが平成29年は6,600万円まで落ち込むと。ですから、非常に不安定というか、資金が企業会計内ではショートする可能性がある。こういう状況の中で見直しと考えると、料金値上げと受け取らざるを得ないのですけれども、そういったことを意図して答弁をされたのかどうかお伺いします。

千葉課長

私が答えた部分ですが、下水道を布設して50年を迎えるというようなこともありますし、これからますます維持補修については増加をするということは確実に見えております。さらに、場合によっては長寿命化ということも考えられることもありますので、今後については非常に厳しいということでもありますので、間もなくといいますか、今後そういう時期が来ると、料金改定の部分も検討に入らなければならない時期が来ると思います。そのときに先ほどの基本水量の関係もあわ

清 水 せて見直しをしていきたいということでございます。
決算の結果、資料要求した滝川市下水道事業会計財産推計というものと今のご答
弁をあわせると、やはり企業会計の中で全部やっていくという考え方が非常に明
確に出ているわけですが、平成29年にショートする可能性があるというのは、場
合によっては28年とかそういうことになれば、すぐにでもそんなことを考えなが
ら決算をしたのかと感ずるのです。そのあたりはどうなのですか。本当に逼迫し
ているとお考えなのか伺いたいと思います。

千葉課長 資料の表でいきますと、平成29年6,600万円の現金ということではありますが、この
時点で即赤字という状況では今のところ考えておりませんが、非常に厳しいとい
うことで捉えております。ですから、この辺をにらみながら、来年度また予算を
組み立てる中でその辺も意識しながら組み立てたいと。厳しい状況になって、来
年赤字だからすぐに値上げということにはならないと思っていますので、その辺
の推移を見ながらいろいろと状況を判断していきたいと考えております。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。
柴 田 決算書の44ページですが、職員1人当たりの営業収益が掲載されていますが、損
益勘定職員数は2人で1人当たり3億7,000万円と非常に収益性の高いものを保
っていると言いたいのかと思うのですが、たしか水道企業団もこのような数字で
はなかったと思うのですが、いろいろな職員が携わっていて、それが委託料だ
とか、いろいろなものに置きかえられているだけであって、2人でこんな高収益を
上げているということを経営分析としてここに記載することの是非、どのような
意味で載せたのかご説明いただきたいと思います。

宮西課長補佐 職員1人当たりの営業収益、これにつきましては決算統計の経営指標の中にあり
まして、損益勘定の職員数で単純に事業収益を割って数値が出ているものでは
ないので、これもあわせて載せただけの意味合いでございます。24年度の決算統計、全
道平均でいきますとここは7,471万2,000円という数字が出ておりまして、私ども
職員はもうこれ以上削れないという状況まできているということを示すために一
応指標的にここに載せているものであります。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。
三 上 不納欠損の部分で伺いたいのですが、決算審査意見書の18ページに774万1,000円
のうち居所不明が222件ということになっておりますけれども、この222件とい
うのは一戸建てあるいは集合住宅、いろいろとあると思うのですが、どのような内
訳になっているのでしょうか。

宮西課長補佐 不納欠損の内訳は、集合住宅形態は捉えておりません。ただし、業務用、家事用
の最高額ぐらいであれば押さえています。

三 上 居所不明が222件というのは、多分少しずつ滞納になっていった部分が、ある日突
然いなくなったということなのか、例えば1回分の滞納でなくなったのか、そ
のような部分は分析していないのでしょうか。

宮西課長補佐 分析は行っておりません。
三 上 分析は必要なのではないのでしょうか。居所不明というのは、下水道ばかりではな
く、いろいろな部分で出てくる。最小限に抑えるための分析だとか、予測とい
うのか、そういうことをやはり行っていかなければ、なかなか減っていかないの
ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいなと思います。意見とし
ます。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

散 会 15:47